

蒲郡市公契約条例を施行します

■公契約条例とは

蒲郡市では、令和5年7月1日から「蒲郡市公契約条例」を施行します。

この条例は、公契約に係る基本方針を定め、市及び受注者等の責務を明らかにし、公契約の適正化を図りつつ、公共事業や公共サービスの品質の確保及び公契約に係る事業に従事する労働者の適正な労働環境の確保を図り、市民福祉の向上及び地域経済の発展に寄与することを目的としています。

■公契約条例の基本方針

- ① 公平で公正な入札・契約制度を確立するとともに、不正行為の排除を徹底すること。
- ② 公契約の適正な履行及び公共事業等の良好な品質を確保すること。
- ③ 労働者等の適正な労働環境を確保すること。
- ④ 地域経済の活性化に努めること。

■「労働環境報告書」の提出を求める公契約（特定公契約）について

市は、次の契約及び協定を特定公契約とし、受注者等（受注者、下請負者）に「労働環境報告書」の提出及び労働者への周知を求めます。

工事請負 契約	予定価格が1億円以上の契約
業務委託 契約	予定価格が1,000万円以上（年額）の契約のうち以下のもの ○庁舎等の清掃の業務 ○庁舎等の警備の業務 ○庁舎等の受付、電話交換又は案内の業務 ○除草・草刈、草地・樹木管理又は草花管理の業務 ○給食調理の業務 ○給食配送の業務 ○一般廃棄物・資源等収集運搬の業務
指定管理 協定	指定管理料の上限額を積算する収支予算書の支出の額 1,000万円以上（年額）の指定管理に基づく公募の協定

※1 予定価格及び指定管理料の上限額を積算する収支予算書の支出の額は税込み（消費税及び地方消費税相当額）の金額です。

※2 契約金額が税込みで工事 200 万円以上、業務 100 万円以上の下請負者にも元請けを通じて「労働環境報告書」の提出を求めます。（指定管理につきましては、蒲郡市ホームページの『蒲郡市公契約条例の手引』をご参照ください。）

■特定公契約案件の受注者等の義務について（主なもの）

- ①受注者等は、労働関係法令を遵守し、適正に行っていることを「労働環境報告書」をもって市へ報告する。（契約締結した日から10日以内）
- ②受注者等は、市へ提出した「労働環境報告書」の写しと労働者向け周知チラシ等を作業所等の見やすい場所に掲示するか、労働者へ書面で交付するなどして周知をする。

■流れについて

発注者（蒲郡市）	受注者等 （発注者・下請負者・労働者等）
（１）入札等での周知 ・入札公告・指名通知 （特定公契約であることを明示） （２）契約の締結 ・契約書に蒲郡市公契約条例に係る特約条項を添付	（１）入札等への参加 （２）契約の締結
（３）労働環境報告書の確認 ③労働環境報告書に疑義があった場合又は必要があると認めた場合、聞き取り調査等を実施 ④労働環境の改善が必要と判断したときは、労働環境改善通知書を通知	（３）労働環境報告書の提出等 ①契約締結後１０日以内に、労働環境報告書を作成し、市（発注担当課）に提出 ②業務の一部を第三者に請負・再委託したときは、下請負者にも労働環境報告書を作成させ、受注者が取りまとめ提出 ⑤速やかに改善を図り、労働環境改善報告書を作成、提出 （４）労働者への周知 ・市に提出した労働環境報告書の写しと労働者に周知するためのチラシ等を、作業所等の見やすい場所に掲示するか、労働者に書面で交付する

※詳しくは、蒲郡市ホームページ『蒲郡市公契約条例の手引』をご確認ください。

＜お問い合わせ＞ 蒲郡市総務部契約検査課契約係
〒443-8601 蒲郡市旭町１７番１号
TEL 0533-66-1178
E-mail keiyaku@city.gamagori.lg.jp

